



CHANGE
for GOOD,
Together.

第55期 定時株主総会及び
普通株主様による種類株主総会

招集ご通知

2025年3月1日から2026年2月28日まで



株式会社ジープット

証券コード: 2686

開催情報

日時: 2026年5月22日(金曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル6階 大ホール
野村コンファレンスプラザ日本橋

会場を前回の臨時株主総会から変更しております。末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

証券コード 2686
2026年5月7日
(電子提供措置開始日2026年4月30日)

株主の皆さまへ

東京都中央区新川一丁目14番1号
株式会社ジーフット
代表取締役 木下尚久

第55期定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第55期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下、「本普通株主種類株主総会」といい、本定時株主総会と総称して「本株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会には、第1号議案として「株式併合の件」を、第2号議案として「定款一部変更の件」を上程いたしますが、これらの議案につきまして、会社法第322条第1項に基づくご決議をいただくため、本普通株主種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.g-foot.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2686/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名(会社名)「ジーフット」又は証券コード「2686」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月21日(木曜日)午後6時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月22日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 YUITO 日本橋室町野村ビル6階
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
(会場を前回の定時株主総会から変更しております。末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

3. 目的事項

【定時株主総会】

報告事項

1. 第55期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

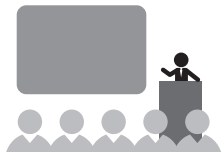
以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年5月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

目次

第55期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
普通株主様による種類株主総会参考書類	40
事業報告	41
連結計算書類	
連結貸借対照表	65
連結損益計算書	66
連結株主資本等変動計算書	67
計算書類	
貸借対照表	68
損益計算書	69
株主資本等変動計算書	70
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	71
計算書類に係る会計監査報告	74
監査役会の監査報告	77

本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付はせず、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.g-foot.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

本議案は、当社の株主をイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）のみとし、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を非公開化するための手続として、2026年6月25日を効力発生日として、当社株式について20,000,000株を1株に併合する旨の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株式併合の目的及び理由

(1) 株式併合の概要

今般、当社は、当社の株主を当社の支配株主（親会社）であるイオン（所有株式数：26,350,620株、所有割合（注1）：61.90%（注2）。）のみとし、当社株式を非公開化するための手続として株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施する予定です。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2026年4月8日に公表した「2026年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2026年2月28日現在の普通株式の発行済株式数（42,580,900株）から、2026年2月28日現在の当社が所有する自己株式数（12,371株）を控除した株式数（42,568,529株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じとします。

(注2) イオンは、上記所有株式数の他に2,111,000株（所有割合4.96%）の当社株式を間接所有しており、当該間接所有分も含めると28,461,620株（所有割合66.86%）を所有しております。また、イオンは、当社のA種種類株式50株及びB種種類株式65株を所有しているところ、これらの種類株式は無議決権株式であるため、所有割合の計算にあたっては、当該種類株式は勘案しておりません。

本株式併合により、当社の株主はイオンのみとなり、イオン以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する株式（以下「本端数相当株式」といいます。）については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、イオンが買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を、1株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。この場合の買取価格につきましては、当該裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年6月24日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が

所有する当社株式の数（以下「基準株式数」といいます。）に300円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。詳細につきましては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項」の「(2) 端数処理の方法に関する事項」の「①会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」をご参照ください。

なお、イオンは、本定時株主総会及び本普通株主種類株主総会において本株式併合に関する議案に賛同する予定であるとのことです。

(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針

① 本株式併合の背景等

当社は、1931年12月、愛知県名古屋市昭和区天池通に個人商店ツルヤ靴店として創業した後、1971年10月に株式会社ツルヤ靴店（本店：名古屋市千種区）を設立し、本格的に靴小売及び修理事業を開始いたしました。1993年10月には、東京都世田谷区に関東地方初の店舗となる下北沢店を開店し、1994年9月には、ASBee'sブランドでの営業を開始いたしました。その後、2009年2月に株式会社ニューステップを吸収合併し、商号を株式会社ジーフットに変更いたしました。また、当社株式は、2000年12月に名古屋証券取引所市場第二部に上場した後、2015年11月に、東京証券取引所市場第一部に上場し、名古屋証券取引所市場第二部から同第一部銘柄に指定、2022年4月には東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場、名古屋証券取引所の市場第一部からプレミアム市場にそれぞれ移行し現在に至っております。

当社は、「お客さま第一主義」のモットーを実践するために経営理念として「足元からのスタイル提案業」を掲げ、健康的で履きやすく、魅力的な靴をリーズナブルな価格で提供するとともに、フットウェアのリーディングカンパニーを目指して事業を行っております。当社は、1931年の創業以来、名古屋をはじめとする東海地区で事業を行ってまいりましたが、1993年には関東地区、2002年には関西地区、2003年には北海道へと事業の拡大を図り、2005年12月には更なる業容拡大のため、イオンと資本・業務提携を実施し、2009年6月のイオンによる当社の子会社化を契機に全国のショッピングセンターへの出店を加速し、2016年2月期において、売上高1,039億円、当期純利益28億円と過去最高益を計上するまでに至りました。

そのような中、2020年2月期第4四半期以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出自粛の長期化による需要の先送り、在宅勤務やテレワークの拡がり等によるオフィス・ビジネス需要の減少、及び営業自粛要請に伴う店舗営業の制限等、厳しい環境変化に見舞われ、2020年2月期は44億円、2021年2月期は127億円の当期純損失となりました。

た。このような環境の下、事業再生・成長軌道回帰のため、2021年10月6日、当社よりイオンに対して第三者割当増資の引受けの要請を行い、交渉の結果、2021年12月13日に新たに無議決権株式で、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であるA種種類株式をイオンに割り当てることで50億円の資金調達を実施することにいたしました。

その後、新型コロナウイルスの影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築を実現させるべく、①今後の成長が見込めない不採算店舗の整理と現状の厳しい環境下でも利益を上げている店舗の改装に経営資源を集中し、事業効率と販売効率の最大化による確実な事業収益力の回復を目指す「事業構造改革」、②サイズ欠品による販売機会ロス撲滅や商品在庫適正化を実現させるため、品揃えの再構築と再構築した品揃え計画、販売実績等を統制するマーチャンダイジング（以下「MD」といいます。）システムの導入で売上高・粗利益率の改善を目指す「MD構造改革」、③本社・店舗それぞれの役割・人員配置の見直しとデジタル化による業務効率改善で店舗がより販売に専念できる環境を構築し、販売管理費総額の削減と接客販売力の強化を目指す「組織・コスト構造改革」の3つの改革を掲げ、4ヶ年(2023年2月期～2026年2月期)の事業再生に取り組んだものの、依然として新型コロナウイルスの業績への影響は大きく、来店客数の大幅な減少は売上高・粗利の減少を招く結果となりました。不採算店舗整理によるコスト削減や継続店舗の賃料減免等により、販売管理費を2022年2月期から24億円削減させたものの、2023年2月期末時点において31億円の債務超過となり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場維持基準に抵触したことから、上場維持基準の適合に向けて2年間の改善期間に入りました。

このような事態を受け、再び当社よりイオンに対して第三者割当増資の引受けの要請を行い、交渉の結果、2024年12月13日に無議決権株式で、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であるB種種類株式をイオンに割り当てることで65億円の資金調達を実施するとともに、13億円の財務支援を通じて2025年2月期末において債務超過を解消し、上場廃止を回避いたしました。

しかしながら、2026年2月期においても、物価上昇や実質賃金の減少等により家計の節約志向は根強く、本決算短信で公表しましたとおり、当社は2026年2月期に、営業損失23億88百万円、経常損失26億30百万円、親会社株主に帰属する当期純損失32億57百万円を計上し、期末純資産の額はマイナス23億59百万円となり、再び債務超過に陥ることとなり、当社にとって厳しい事業環境が継続しております。

② イオンによる本株式併合の提案の経緯及び目的

イオンは、当社がイオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」といいます。）をはじめとしたGMS（総合スーパー）内へのコンセッションナリー方式での売場展開や、イオン

モール株式会社やイオンタウン株式会社を中心としたテナント出店を通じて、イオングループの靴事業を担っていることから、当社の業績がイオングループに与える影響は大きいと考えており、本株式併合による当社の完全子会社化により意思決定の迅速化を図り、当社とイオングループ各社とのより緊密な連携及び経営資源やノウハウの統合を一層促進させることで、イオングループが一丸となって、当社の新たな事業領域・事業機会の拡大やシナジー創出に取り組み、当社の再成長を実現できると考えているとのことです。

このような認識のもと、イオンは、以下の施策を通じて、当社を含めたイオングループの持続的な成長と企業価値の向上を図ることが可能であると考えているとのことです。

(a) イオングループによる靴事業の再成長

当社の完全子会社化後、イオングループが一体となって靴事業を成長させていくとのことです。これにより、当社の課題となっている商品MD力を強化し、イオングループ各社の靴売場の活性化とイオングループ店舗への出店、商品供給の加速が期待できると考えているとのことです。

(i) イオンリテール株式会社と一体となった売場の構築

イオンリテールの靴売場におけるコンセッションナリー方式は、投資と運営が分かれているため活性化の投資が進んでおらず、当社もイオンリテールも収益性が低い状態となっているとのことです。このような不具合を解消し、衣料フロアと一体となった靴売場の活性化投資を促進します。これにより、商品供給先を衣料フロアの各売場に広げ、当社の収益性を高めるとのことです。

(ii) グループ店舗を活用した商品展開

イオン北海道株式会社等、これまで一部に留まっていた商品供給先をイオングループのGMS（総合スーパー）・SM（スーパーマーケット）各社へ拡大することで、当社の収益性を高めるとのことです。

(iii) 雑貨と融合した新たなテナント業態の展開

イオングループの企画力・調達力を活用し、服飾やカバン等の雑貨領域と融合した新たなテナント業態の開発を行い、他社との差別化を図るとのことです。当社の既存テナント区画を新業態に転換し、グループ店舗への新規出店も進めていくとのことです。

(b) コスト構造改革による赤字の解消

当社は、店舗収益性が低下しており、本部費用を賄えず営業赤字になるという構造的な課題を抱えているとのことです。この状態を早期に解消するため、コスト構造改革を進めていくとのことです。

(i) 不採算店舗の整理

赤字店舗を中心に追加閉店を実施し、店舗赤字を削減するとのことです。

(ii) 本部コストの合理化

イオンアイビス株式会社等のイオングループのリソースをさらに活用することで、バックオフィスコストを合理化し、抜本的な本部コストの削減を進めるとのことです。

以上のような検討を経て、イオンは、本株式併合を通じてイオングループ一体での経営体制を構築することが、一般株主の利益への配慮及び当社を含めたイオングループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から最も適切な手段であると判断し、2026年2月中旬に当社に本株式併合の実施に向けた協議・交渉の申入れ（以下「本申入れ」といいます。）をし、2026年2月24日、当社に株式併合による当社株式の非公開化に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出するに至ったとのことです。

③ 当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由

当社は、上記「②イオンによる本株式併合の提案の経緯及び目的」に記載のとおり、本申入れ及び本意向表明書の受領を受け、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(4)本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式併合においては、イオンは当社株式26,350,620株（所有割合：61.90%）を所有する支配株主（親会社）であるため、その構造上、当社の支配株主と一般株主との間で利益相反の問題が生じる可能性があることから、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、当社及び当社の支配株主（親会社）であるイオンから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、フィナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を2026年2月下旬にそれぞれ選任いたしました。その後、当社は、本株式併合の実現可能性等についてアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びみずほ証券を含めて協議・検討を進め、本株式併合を実施することについて本格的な検討を開始することといたしました。なお、当社は、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する手法については、(i) 本株式併合を決議する株主総会における決議要件の充足見込みについて、イオンは間接所有している当社株式に係る議決権も含めて当社の総議決権の66.87%を保有していることから、イオンが直接又は間接に保有している議決権について賛成の議決権行使を行うことにより、本定時株主総会及び本普通株主種類株主総会における本株式併合に関する議案について議決権を行使する株主の3分の2以上の賛成が見込まれることから、本株式併合を実施するために公開買付けを前置する必要は必ずしもなく、また、

(ii) 仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主に分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるところ、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能となると見込まれること、(iii)一般株主の皆様が本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に不満があるとして本株式併合に反対する場合には、法令上、一定の要件の下で株式買取請求権が認められており、一般株主の皆様は公正な株式買取価格の決定を求めて裁判所に申立てを行うことができること等、一般株主の皆様の利益保護に資する制度が設けられていること等から、不合理とはいえないとの考えに至り、上記の本格的な検討を開始したものです。

そして、当社は、イオンから独立した立場で当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様利益の確保の観点から本株式併合の提案に係る検討、交渉及び判断をするための体制を整備いたしました。具体的には、当社取締役会は、2026年2月27日に、当社の社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本株式併合に関する当社取締役会の意思決定を行うに際して本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会が本株式併合は当社の一般株主にとって公正であるとはいえないと判断した場合には、本株式併合を行う旨の意思決定を行わないことを決議いたしました（本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(4)本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における特別委員会の設置」をご参照ください。）。また、本特別委員会は、案件実績及び費用を比較検討した上で、当社及び当社の支配株主（親会社）であるイオン並びに本株式併合の成否から独立した本特別委員会の第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクサス」といいます。）を2026年3月上旬に選任しております。なお、本特別委員会がマクサスから取得した株式価値算定結果等を踏まえて取引条件の公正性について検討を行い、当社取締役会が本株式併合に関する意思決定を行うに際して本特別委員会の判断内容を最大限尊重することを予定していたことから、本特別委員会が選任したマクサスに加えて、第三者算定機関を当社は選任しておりません。

その上で、当社は、2026年3月23日に、イオンから、本株式併合に係る端数処理により株主に交付される金銭の額（以下「本端数処理交付見込額」といいます。）を1株当たり265円とする旨の提案を受領いたしました。なお、上記提案価格は上記提案日の直前取引日である2026年3月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値283円に対して

6. 36%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、ディスカウント割合の計算において同じです。）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値284円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して6.69%、直近3ヶ月間の終値単純平均値290円に対して8.62%、直近6ヶ月間の終値単純平均値287円に対して7.67%のディスカウントがされた価格となります。これに対して、当社は、2026年3月24日に、イオンに対して、上記提案価格は十分な価格とは評価し難い水準であるとして、本端数処理交付見込額の引上げを要請いたしました。その後、当社は、2026年3月25日に、イオンから、本端数処理交付見込額を1株当たり275円とする提案を受領いたしました。なお、上記提案価格は上記提案日の直前取引日である2026年3月24日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値279円に対して1.43%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値282円に対して2.48%、直近3ヶ月間の終値単純平均値290円に対して5.17%、直近6ヶ月間の終値単純平均値287円に対して4.18%のディスカウントがされた価格となります。これに対して、当社は、2026年3月25日に、イオンに対して、上記提案価格は十分な価格とはいまだ評価し難いとして、本端数処理交付見込額の引上げを要請いたしました。その後、当社は、2026年3月27日に、イオンから、本端数処理交付見込額を1株当たり280円とする提案を受領いたしました。なお、上記提案価格は上記提案日の直前取引日である2026年3月26日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値282円に対して0.71%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値282円に対して0.71%、直近3ヶ月間の終値単純平均値290円に対して3.45%、直近6ヶ月間の終値単純平均値287円に対して2.44%のディスカウントがされた価格となります。これに対して、当社は、2026年3月27日に、イオンに対して、上記提案価格は十分な価格とはいまだ評価し難いとして、本端数処理交付見込額を1株当たり320円へ引き上げるよう要請いたしました。その後、当社は、2026年3月31日に、イオンから、本端数処理交付見込額を1株当たり285円とする提案を受領いたしました。なお、上記提案価格は上記提案日の直前取引日である2026年3月30日の東京証券取引所スタンダード市場における貴社株式の終値282円に対して1.06%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム割合の計算において同じです。）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値282円に対して1.06%のプレミアムが加算された価格であり、また、直近3ヶ月間の終値単純平均値289円に対して1.38%、直近6ヶ月間の終値単純平均値287円に対して0.70%のディスカウントがされた価格となります。これに対して、当社は、2026年4月1日に、イオンに対して、上記提案価格は十分な価格とはいまだ評価し難いとして、本端数処理交付見込額を1株当たり310円へ引き上げるよう要請いたしました。

その後、当社は、2026年4月6日に、イオンから、本端数処理交付見込額を1株当たり300円とする最終提案を受領いたしました。なお、上記提案価格は、上記提案日の直前取引日である2026年4月3日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値282円

に対して6.38%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値282円に対して6.38%、直近3ヶ月間の終値単純平均値289円に対して3.81%、直近6ヶ月間の終値単純平均値287円に対して4.53%のプレミアムがそれぞれ加算された価格となります。これに対して、当社は、2026年4月6日に、同日時点における当社株式の株価水準が維持されることを前提に、本特別委員会の意見も踏まえ、1株当たり300円という価格が最大限交渉を尽くした本端数処理交付見込額であると判断し、イオンとの間で、本端数処理交付見込額を1株当たり300円とすることで合意に至りました。

本特別委員会は、当社に対し、2026年4月7日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました（本答申書の内容については、別添の2026年4月7日付「答申書」をご参照ください。）。その上で、当社は、本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関であるマクサスから本特別委員会に提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及びフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、並びにフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本株式併合により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本端数処理交付見込額その他の諸条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、本株式併合により当社の株主をイオンのみとし、当社株式を非公開化することは、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

- ・靴小売事業においては、新型コロナウイルスの影響により大幅に縮小した需要がその後緩やかに回復しているものの、物価上昇や実質賃金の減少等により家計の節約志向は根強く、競合他社との競争激化も見込まれ、厳しい事業環境が続いていること。
- ・このような事業環境を踏まえると、イオンリテールと一体となった売場の構築、グループ店舗を活用した商品展開、雑貨をはじめとする新たな商品カテゴリーと融合した新たなテナント業態の展開、本部コストの合理化といったイオンが掲げる施策は、当社の企業価値を向上させる観点から有効であり、積極的に推進していくべきものといえること。
- ・本株式併合による当社株式の非公開化を通じ、イオンと当社が一体となって迅速かつ果敢に意思決定できる経営体制を構築することで、上記施策の達成確度とスピードを上げる可能性があると考えられること。
- ・当社株式の非公開化を行った場合には、上場維持コストを削減することもでき、経営資源の更なる有効活用を図ることも可能になると考えられること。

また、当社株式が上場する東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所プレミア市場においては、純資産の額が正であることとする上場維持基準が設けられておりますが、当社の2026年2月期末現在の純資産の額はマイナス23億59百万円で、かかる上場維持基準に抵触しております。2027年2月28日までに上場維持基準に適合していることが確認できなかった場合には、当社株式は上場廃止となるおそれがあるところ、本株式併合は、一般株主の全員に対して最近の市場株価に一定のプレミアムを乗せた価格による当社株式の売却機会を提供するものであり、それにより当社の一般株主の全員が当社株式の上場廃止リスクを回避することができる（上場廃止により当社株式の売却機会を事実上失う株主が現れる事態を回避することができる）点で、当社の一般株主の皆様の利益に資すると考えております。

なお、一般的に、上場廃止によるデメリットとして、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が困難となる、従業員のモチベーションが低下する、従業員の採用に悪影響が生じる、既存顧客との取引や新規顧客の獲得において悪影響が生じる、その他取引先をはじめとするステークホルダーに対する信用が低下するといったものが挙げられますが、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、当社株式の上場廃止によるデメリットは限定的と考えております。

- ・ 当社の業績が低迷していることや当社株式が流動性の低い株式であることから、当社は、当面の間、公募増資によるエクイティ・ファイナンスは実施することが難しい一方、本株式併合後は、イオンの完全子会社として、イオンからの資金提供が期待できると考えられること。
- ・ 当社の従業員及び新規採用においては、本株式併合を通じて当社が上場会社であることでのステータスがなくなるものの、債務超過にある当社の現況に鑑みると、イオンの全面的な支援が得られることによるシナジーの方が大きく、また、東京証券取引所プライム市場に上場しているイオンの完全子会社となることで、社会的信用や知名度の更なる向上も見込まれ、従業員のモチベーションや新規採用に対する大きな悪影響はないと予想されること。
- ・ 取引先との関係について、当社と取引先の信頼関係は既に一定程度構築されており、上場廃止を理由に既存の取引関係が大きく剥落することはないと考えられること。
- ・ 既存顧客との取引や新規顧客の獲得について、これまでの事業運営により積み重ねられてきた社会的信用や知名度によって業界内において既に一定の知名度を確立していることから上場廃止により失われるものではなく、むしろ、東京証券取引所プライム市場に上場するイオンの完全子会社となり、当社の社会的信用及び知名度の更なる向上も見込まれること。

また、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、本端数処理交付見込額及び本株式併合に係

るその他の諸条件は当社の一般株主の皆様にとって公正であると判断いたしました。

- ・本端数処理交付見込額である300円は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「②算定に関する事項」に記載されているマクサスによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回る価格であり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの中央値を相当程度上回る価格であること。
- ・本端数処理交付見込額である300円は、本株式併合の公表日の前営業日である2026年4月7日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値287円に対して4.53%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値282円に対して6.38%、直近3ヶ月間の終値単純平均値288円に対して4.17%、直近6ヶ月間の終値単純平均値287円に対して4.53%のプレミアムが加算された価格であるところ、かかるプレミアム割合は、国内上場企業を対象とした公開買付けを前置しない株式併合による非公開化事例のプレミアム割合の中央値（注1）をいずれも下回っているものの、当該非公開化事例のうち、本株式併合同様に株式併合の公表時点において対象会社が債務超過の状態にあった1件のプレミアム割合（公表日の前営業日の終値に対して5.00%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して7.88%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して4.30%のプレミアムがそれぞれ加算された価格で、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して6.25%のディスカウントがされた価格）と遜色のない水準であること。
- ・マクサスから取得した本フェアネス・オピニオンにおいて、本端数処理交付見込額が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるとの意見が示されていること。
- ・下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の公正性担保措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- ・本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は、上記の公正性担保措置が採られた上で、当社及びイオンの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
- ・仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主の皆様には分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるところ、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より低コストかつ短

期間で当社株式の非公開化が可能となると見込まれること。

- ・当社が本特別委員会から2026年4月7日付で取得した本答申書においても、本端数処理交付見込額を含む本株式併合の取引条件は公正である旨判断されていること。

(注1) 過去約7年間(2018年11月30日以降)に実施された公開買付けを前置しない株式併合による非公開化事例17件におけるプレミアム割合の中央値は、公表日の前営業日の終値に対して36.64%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して36.09%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して36.36%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して40.52%です。

(注2) 当社は、2026年1月8日に「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、2026年2月期通期連結業績予想の下方修正(以下「本業績予想修正」といいます。)を行っておりますが、本業績予想修正は、イオンから本申入れを受ける前に、東京証券取引所の適時開示基準に基づいて開示したものであり、本株式併合に関連して又は本株式併合を意図して行われたものではありません。

以上より、当社は2026年4月8日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、審議及び決議に参加した当社の取締役(当社の取締役である三浦隆司氏を除いた取締役4名)の全員一致での賛同により、本株式併合を本定時株主総会及び本普通株主種類株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、三浦隆司氏はイオンの完全子会社である株式会社メガスポーツの代表取締役を兼任しており、本株式併合に関して当社と利益相反状態にあるおそれがあるため、特別利害関係人として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてイオンとの協議・交渉にも一切参加していません。

④ 本株式併合後の経営方針

イオンは、本株式併合後に、上記「②イオンによる本株式併合の提案の経緯及び目的」に記載の施策を推進するとのことですが、各施策については当社の担当部門と協議・調整の上、適切な時期に実施する予定とのことです。なお、イオンと当社の取締役との間では、本株式併合後の役員就任について何らの合意も行っておりませんが、本株式併合後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本株式併合の効力発生後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。また、本株式併合後の当社グループの従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しているとのことです。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容（本株式併合の内容）

（1）併合する株式の種類

普通株式

（2）併合の割合

当社株式について、20,000,000株を1株に併合いたします。

（3）株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2026年6月25日

（4）効力発生日における発行可能株式総数

120株（うち普通株式の発行可能種類株式総数5株、A種種類株式の発行可能種類株式総数50株、B種種類株式の発行可能種類株式総数65株）

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について20,000,000株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主をイオンのみとすることを目的として行われること、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

（1）親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合が支配株主（親会社）との取引にあたる取引であり、構造的な利益相反の問題が存し得ることから、当社は、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額の公正性の担保、本株式併合の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反の回避の観点から、本株式併合の公正性を担保し、当社の支配株主（親会社）であるイオン以外の株主の皆様利益を害さないよう、下記「（4）本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載の措置を講じております。

(2) 端数処理の方法に関する事項

- ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1)株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合により、当社の株主はイオンのみとなり、イオン以外の株主の皆様は保有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

本端数相当株式については、本株式併合が、当社の株主を当社の支配株主（親会社）であるイオンのみとし、当社株式を非公開化するための手続として実施するものであること等を踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、イオンにおいて買取りを行う方法により売却することを予定しており、その買取りに係る代金を、1株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。この場合の買取価格につきましては、当該裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、基準株式数に300円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
イオン株式会社

- ③ 当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

イオンは、本端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を、イオンが保有する現預金により賄うことを予定しているとのことです。イオンによれば、イオンにおいて本端数相当株式の売却に係る代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。当社は、イオンの直近の財務諸表上の現預金額を確認することによって、イオンにおける資金確保の方法を確認しております。

したがって、当社は、イオンによる本端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年7月上旬頃を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数相当株式を売却し、イオンにおいて本端数相当株式を買い取ることに付いて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年8月上旬頃を目途に、イオンにおいて買取りを行う方法により本端数相当株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年10月頃を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

① 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

上記「(2) 端数処理の方法に関する事項」の「①会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、本端数処理交付見込額は、各株主の皆様の基準株式数に300円を乗じた金額となる予定です。

当社取締役会は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載の理由から、本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の一般株主の皆様にとって公正であると判断いたしました。

以上のことから、当社は、本端数処理交付見込額について、相当と判断しております。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社及びイオンの関係

本特別委員会は、本株式併合における本端数処理交付見込額の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及びイオンから独立した第三者算定機関であるマクサスに当社の株式価値の算定を依頼し、2026年4月7日付で、マクサスより、当該算定結果に関する本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。なお、マクサスは、当社及びイオンの関連当事者には該当せず、本株式併合に関して重要な利害関係を有していません。また、本株式併合に係るマクサスの報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

マクサスは、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映させる目的からDCF法を用いて、当社株式の株式価値の

算定を行いました。上記各手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価平均法	: 282円から288円
D C F 法	: 189円から386円

市場株価平均法では、基準日を2026年4月7日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値287円、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値282円、直近3ヶ月間の終値単純平均値288円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値287円を基に、当社株式の1株当たりの価値を282円から288円までと算定しております。なお、当社は、2026年1月8日に本業績予想修正を行っておりますが、本業績予想修正は、イオンから本申入れを受ける前に、東京証券取引所の適時開示基準に基づいて開示したものであり、本株式併合に関連して又は本株式併合を意図して行われたものではありません。また、本業績予想修正の公表による当社株式の市場株価への影響は限定的であったと認識しております。

D C F 法では、当社が国内における靴小売市場の動向や人口動態の変化等のマクロ環境、競合他社の事業戦略を踏まえた事業環境の見通し、直近までの業績及び将来成長のための各施策を勘案の上で合理的に予測可能な期間まで作成した2027年2月期から2033年2月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測及び投資計画並びに当社の2026年2月期における財務情報及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2027年2月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値を189円から386円までと算定しております。なお、割引率は加重平均資本コスト（WACC）を採用し、その数値は5.55%から6.05%として算定しております。また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用しております。永久成長率法では、当社の属する業界の外部環境として日本の将来の人口動態や長期的なインフレ率の水準等を総合的に勘案した上で永久成長率を0.25%～0.75%として、継続価値を32,468百万円から40,732百万円としております。また、必要運転資金（当社における過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し算出しております。）を控除した余剰現預金は、株式価値算定に重要な影響を及ぼす非事業用資産として計上しております。

マクサスがD C F 法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測（以下「本財務予測」といいます。）は以下のとおりです。本財務予測においては、営業利益、E B I T D A 及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な変動を見込んでいる事業年度が含まれております。営業利益及びE B I T D A については2027年3月期から2033年3月期までの各事業年

度において、既存店舗における単価上昇及びテナント活性化による売上拡大、新規出店（業態転換を含みます。）による店舗網の拡充、並びにEC事業の強化による売上成長に加え、プライベートブランドの拡販及びナショナルブランドとのパートナーシップ強化を通じた専売モデル商品の拡充による売上総利益率の改善等を主因として、営業利益及びE B I T D Aの大幅な増加を見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローについては、2027年2月期において主に商品在庫の圧縮により大幅な増加を、2028年2月期において在庫水準の安定化により大幅な減少を見込んでおります。その後は、2029年2月期から2030年2月期にかけては、新規出店の拡大に伴う設備投資負担及び運転資本の増加等により減少が継続し、2030年2月期には一時的にマイナスとなることを見込んでおります。2031年2月期以降は、主に営業利益の増加により大幅な増加を見込んでおります。

なお、本事業計画は、当社の将来の成長を考慮した上で本株式併合の取引条件の公正性を検討することを目的として、上記に記載のとおり、足元の事業環境を踏まえて作成したものであり、イオン又はそれらの関係者がその作成に関与し又は影響を及ぼした事実はなく、また、当社は本事業計画についてイオンに対して一定の説明を行っていますが、イオンの指示により又はその意を汲んで、本事業計画が策定又は修正されたという事実もありません。本特別委員会は、本事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、その内容に不合理な点は見受けられないものと判断し、本事業計画を承認しています。

また、本株式併合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積ることが困難であるため本財務予測には加味しておりません。

（単位：百万円）

	2027年 2月期	2028年 2月期	2029年 2月期	2030年 2月期	2031年 2月期	2032年 2月期	2033年 2月期
売上高	60,450	62,507	64,592	69,627	73,500	77,525	81,050
営業利益	60	570	850	1,374	1,700	2,802	4,204
E B I T D A	188	820	1,212	1,838	2,259	3,400	4,823
フリー・キャッシュ・フロー	2,231	159	50	-307	410	1,340	2,642

マクサスは、本特別委員会への本株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社の財務予測については、イオンから独立した本事業計画の作成者によりその時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、マクサスは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、財務デュー・ディリジェンス、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。またマクサスの算定は2026年4月7日までにマクサスが入手した情報及び経済条件を反映したものであることを前提としております。

また、マクサスは本特別委員会からの依頼に基づき、本端数処理交付見込額が、一定の条件（注）の下に、当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を、2026年4月7日付で本特別委員会に対して提供しております。

（注）本フェアネス・オピニオンは、上記の市場株価平均法及びDCF法による株式価値算定結果に照らして、本端数処理交付見込額である1株当たり300円が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、上記のとおり、DCF法に基づく算定の前提とした本財務予測において、本株式併合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味されておられません。

マクサスは、本フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたり、公開されている情報及び当社より提供を受けた情報等を正確かつ完全なものとして採用しており、その正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また、マクサスは、本事業計画の作成者がこれらの情報を重要な点で不正確又は誤解を招くものとする事実又は状況を認識していないことを前提としております。本事業計画については、本事業計画の作成者によって現時点で入手可能な最善の見積り及び判断に基づき、合理的に準備・作成されていることを前提としております。マクサスは、本事業計画の実現可能性について独自に検証は行わず、本事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。

本フェアネス・オピニオンにおける意見表明は、2026年4月7日までに入手可能な情報に基づいており、入手した情報を重大な誤りとする事実があった場合、又は今後の状況の変化により、本フェアネス・オピニオンで表明される意見に影響を及ぼす可能性があります。マクサスは、当社及び当社の関係会社の資産・負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について独自に評価・鑑定を行っておりません。マクサスは、当社の資産又は施設の物理的検査を行う義務を負っておらず、また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて当社の支払能力又は公正価値を評価しておりません。

本フェアネス・オピニオンの作成にあたってマクサスが当社に要求した情報のうち、当社から情報の提供又は開示を受けられず、その他の方法によってもマクサスが評価の基礎として使用できなかったものについては、マクサスは当社の同意の下で、マク

サスが合理的かつ適切と考える仮定を用いております。マクサスのかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが当社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、マクサスは独自の検証を行っておりません。

マクサスは、本株式併合が重要な条件の変更を伴うことなく適時に完了すること、当社又は本株式併合で想定される利益に悪影響を与える可能性のある遅延、制限又は条件が課されずに必要な政府及び規制当局の承認又は同意を得ることができ、並びにかかる承認及び同意の内容が本端数処理交付見込額に影響を及ぼさないことを前提としており、独自の検証を行っておりません。また、当社は、本端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす契約書、合意書その他の文書を過去に取り交わしておらず、また、将来も取り交わさないことを前提としております。マクサスは、当社より提供又は開示を受けた情報のほか、本端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす偶発債務又は簿外債務は存在しないことを、当社に確認の上、前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、本株式併合の承認の是非について、本特別委員会に対して助言することを意図するものではなく、また、かかる助言を構成するものでもありません。さらに、本フェアネス・オピニオンは、本株式併合について、当社が利用若しくは実行できる可能性のある他の戦略若しくは取引と比較した場合の相対的な利点、又は当社が本株式併合を実行若しくは継続するにあたっての基礎となる事業決定について、意見又は見解を表明するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本株式併合又はそれに関連する事項に関し、株主の議決権行使や行動について、いかなる意見や提言を表明するものでもありません。マクサスは、当社株式が本株式併合の効力発生前に取引される価格又は取引されるべき価格に関して意見を表明するものではありません。

マクサスの意見は、2026年4月7日時点で有効な財務、経済、市場その他の条件、及びマクサスが入手可能な情報に基づいております。同日以降に発生した事実は、本フェアネス・オピニオンの意見及びそれを準備する際に使用した仮定に影響を及ぼす場合がありますが、マクサスは本フェアネス・オピニオンを更新、改訂又は再確認する義務を負わないものとします。

(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本株式併合の検討を開始するにあたり、イオンが当社の支配株主（親会社）であり、その構造上、当社の一般株主との間で利益相反の問題が生じる可能性があることから、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。なお、本株式併合においては、いわゆる

「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の条件を設定しておりませんが、当社としては、以下の措置を講じていることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

上記「(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「②算定に関する事項」の「(i) 算定機関の名称並びに当社及びイオンの関係」に記載のとおり、本特別委員会は、当社及びイオンから独立した本特別委員会独自の第三者算定機関としてマクサスを選任し、マクサスから2026年4月7日付で本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しています。本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要については、上記「(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「②算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」をご参照ください。

なお、マクサスは、当社及びイオンの関連当事者には該当せず、本株式併合に関して重要な利害関係を有していません。また、本株式併合に係るマクサスの報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社及びイオンから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及びイオンの関連当事者には該当せず、本株式併合に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本株式併合に係るアンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

③ 当社における特別委員会の設置

当社は、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2026年2月27日、当社及びイオン並びに本株式併合の成否から独立した

委員によって構成される本特別委員会（本特別委員会の委員としては、当社独立社外取締役である川内由加氏及び柴田昭久氏（弁護士）、当社独立社外監査役である石津卓氏（弁護士）及び松浦由子氏（公認会計士）を選定しております。）を設置いたしました。なお、当社は、当初からこの4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。なお、当社取締役会は、本株式併合に関する意思決定を行うに際して本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会が本株式併合について公正であるとはいえないと判断した場合には、本株式併合を行う旨の意思決定を行わないことを併せて決議いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i) 当社のリーガル・アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザー等の専門家（以下「アドバイザー等」といいます。）を指名又は承認（事後承認を含みます。）する権限、(ii) 本諮問事項（以下に定義します。）の検討にあたって、本特別委員会が必要と認める場合には、自らのアドバイザー等を選任する権限（なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができるかと判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとします。また、特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は当社の負担とします。）、(iii) 当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本株式併合の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、並びに (iv) 本株式併合の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本株式併合の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を与えることを決定いたしました。

そして、当社は、本特別委員会に対し、(a) 本株式併合の是非（本株式併合が当社企業価値の向上に資するかを含む。）、(b) 本株式併合の取引条件の公正性（本株式併合の実施方法や対価の公正性を含む。）、(c) 本株式併合の手續の公正性、(d) 上記 (a) 乃至 (c) を踏まえ、本株式併合の実施が当社の一般株主にとって公正であるか否か（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）の検討を行い、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを2026年2月27日に委嘱いたしました。

これを受けて、本特別委員会は、2026年2月27日開催の初回の特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その専門性及び独立性を確認の上、本株式併合に関する当社のリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としてもアンダーソン・毛利・友常法律事務所から必要な助言を受けることができることを確認いたしました。また、本特別委員会は、同委員会において、みずほ証券につ

いて、その専門性及び独立性を確認の上、本株式併合に関する当社のフィナンシャル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としてもみずほ証券から必要な助言を受けることができることを確認いたしました。さらに、本特別委員会は、2026年3月4日開催の第2回の特別委員会において、本株式併合の是非及び条件の公正性を検討するにあたり、その透明性・合理性を確保するため、当社及びイオンから独立し、かつ関連当事者に該当しないマクサスを本特別委員会の第三者算定機関に選任いたしました。

本特別委員会は、2026年2月27日から2026年4月7日まで合計12回開催されたほか、2026年4月7日まで相互に連絡を行い、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、当社から事業環境、経営課題、本株式併合の提案を受けた経緯、本株式併合の目的に関する説明を受け、質疑応答を行いました。また、イオンから本株式併合を提案するに至った経緯及び理由、本株式併合の目的、本株式併合により実現が期待される効果、本株式併合の諸条件等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、本株式併合における本端数処理交付見込額の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、自ら、当社及びイオンから独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないマクサスに当社の株式価値の算定を依頼し、2026年4月7日付で、マクサスより当該算定結果に関する本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得するとともに、マクサスから当社株式の株式価値の算定方法及び結果に関して、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、本事業計画の作成者に対して、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行った上で、本事業計画に一定の合理性があることを確認し、本事業計画を承認いたしました。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は、マクサスの株式価値算定結果を参考に、かつアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びみずほ証券と議論を重ね、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。また、本特別委員会は、当社とイオンとの間の本端数処理交付見込額を含む本株式併合の諸条件について、当社からその経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、当社をして、本特別委員会が承認した本端数処理交付見込額のイオンにおける再検討の要請等に関する交渉方針に従って交渉を行わせる等して、イオンとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年4月7日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、以下の答申内容の本答申書を提出いたしました。本答申書の内容については、当社が2026年4月8日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」の別添資料である2026年4月7日付「答申書」をご参照ください。

- (i) 本株式併合は当社の企業価値向上に資するものであって、本株式併合の目的は合理的なものとして是認される。
- (ii) 本株式併合の実施方法や対価は公正なものとなっており、本株式併合に係る取引条件の公正性が確保されている。
- (iii) 本株式併合において、手続の公正さを担保するための措置が十分に講じられていると認められる。
- (iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえると、本株式併合の実施は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、本特別委員会がマクスより取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、並びにみずほ証券から得た財務的見地からの助言を踏まえつつ、本特別委員会（本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、上記「③当社における特別委員会の設置」をご参照ください。）から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本株式併合の諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本株式併合について、(i) 本株式併合により当社の株主をイオンのみとし、当社株式を非公開化することが、当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の一般株主の皆様にとって公正であると判断し、本取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（当社の取締役である三浦隆司氏を除いた取締役4名）の全員一致で、本定時株主総会及び本普通株主種類株主総会に本株式併合を付議する旨を決議いたしました。なお、当社取締役の三浦隆司氏は、イオンの完全子会社である株式会社メガスポーツの代表取締役を兼任しており、本株式併合に関して当社と利益相反状態にあるおそれがあるため、特別利害関係人として、本株式併合に関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてイオンとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

また、上記当社取締役会では、当社監査役4名のうち、向後周一氏を除く3名が審議に参加し、その全ての監査役が、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べました。なお、当社監査役の向後周一氏は、イオンの従業員及びイオンの子

会社であるマックスバリュ東海株式会社の顧問を兼務しており、本株式併合に関して当社と利益相反のおそれがあるため、特別利害関係人として、本株式併合に関する当社取締役会における審議には一切参加しておりません。

(注) 当社代表取締役の木下尚久氏はイオンリテール、当社取締役の熊谷直義氏はイオンスポーツ商品調達株式会社及び当社監査役笠島和滋氏はイオン北海道株式会社のそれぞれ元従業員ですが、本株式併合の検討開始時点で当該各社を退職してから相当の期間が経過しており、本株式併合に関してイオン側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本株式併合に関する当社の意思決定に関して利益相反のおそれはなく、特別利害関係人には該当しないと判断しております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、本取締役会において、2026年6月24日付で自己株式12,371株（2026年2月28日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会及び本普通株主種類株主総会において本株式併合及び単元株式数の定め廃止に関する議案が原案どおり承認可決されること、並びに、本定時株主総会、本普通株主種類株主総会並びに2026年5月22日付決議予定のA種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会（いずれも会社法第325条の準用する同法第319条第1項の規定に基づくみなし決議）においてA種種類株式及びB種種類株式の内容変更に係る定款変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は42,568,644株（うち普通株式42,568,529株、A種種類株式50株、B種種類株式65株）となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第1号議案「株式併合の件」の「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1) 株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合に係る併合する株式の種類は普通株式のみとする予定であるため、当社が株式併合等を行う場合に、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う旨定める現行定款第9条の14（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）第1項を削除するものであります。また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の普通株主、A種種類株主及びB種種類株主はいずれもイオンのみとなるため、当社が株式又は新株予約権の株主割当権を付与する場合に、普通株主、A種種類株主及びB種種類株主にそれぞれ同時に同一割合で付与する旨定めている同条第2項、並びに、当社が株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合に、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式についてそれぞれ同時に同一割合で行う旨定める同条第3項は不要となるため、これらを削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は117株（うち普通株式2株、A種種類株式50株、B種種類株式65株）となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は120株（うち普通株式の発行可能種類株式総数5株、A種種類株式の発行可能種類株式総数50株、B種種類株式の発行可能種類株式総数65株）となるところ、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）を変更するものであります。
- (4) 本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主はイオンのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行い、また、現行定款第15条の2（種類株主総会）を変更するものであります。

なお、上記（1）を除く本定款変更については、本定時株主総会及び本普通株主種類株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案												
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>144,000,115株</u>とする。</p> <p>2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種別の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>144,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>50株</td> </tr> <tr> <td>B種種類株式</td> <td>65株</td> </tr> </table> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とし、B種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>第8条～第9条の13</p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第9条の14 当社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式、A種種類株式、およびB種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。</p> <p>2. 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種種類株主にはB種種類株式またはB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。</p>	普通株式	<u>144,000,000株</u>	A種種類株式	50株	B種種類株式	65株	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>120株</u>とする。</p> <p>2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種別の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>5株</u></td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>50株</td> </tr> <tr> <td>B種種類株式</td> <td>65株</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>第7条～第8条の13 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>	普通株式	<u>5株</u>	A種種類株式	50株	B種種類株式	65株
普通株式	<u>144,000,000株</u>												
A種種類株式	50株												
B種種類株式	65株												
普通株式	<u>5株</u>												
A種種類株式	50株												
B種種類株式	65株												

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種種類株主にはB種種類株式またはB種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。</p>	
<p>第9条の15～第12条（条文省略）</p>	<p>第8条の14～第11条（現行どおり）</p>
<p>（電子提供措置等）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p>	
<p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>	
<p>第14条～第15条（条文省略）</p>	<p>第12条～第13条（現行どおり）</p>
<p>（種類株主総会）</p>	<p>（種類株主総会）</p>
<p>第15条の2 当社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>第13条の2 当社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>2. 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>2. 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>3. 第12条、第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>3. 第11条および第13条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>4. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>4. 第12条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
<p>5. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>5. 第12条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
<p>第16条～第39条（条文省略）</p>	<p>第14条～第37条（条文省略）</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当（※）	第55期の取締役会 への出席状況
1	木下尚久	代表取締役 兼 社長執行役員 再任	14回開催のうち 14回出席
2	上山功樹	常務執行役員 兼 商品・マーケティング・EC事業担当 新任	—
3	熊谷直義	取締役 兼 執行役員 経営管理担当 再任	14回開催のうち 14回出席
4	濱田和成	新任	—
5	川内由加	取締役 再任 社外 独立	14回開催のうち 14回出席
6	石津卓	監査役 新任 社外 独立	14回開催のうち 14回出席

※ 取締役候補者の地位及び担当は、電子提供措置開始日のものです。

社外

…社外取締役候補者

独立

…東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届出予定の独立役員候補者

きのした なおひさ
1 木下 尚久

再任

生年月日	1961年10月9日	所有する当社の普通株式数	8,800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1983年4月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社</p> <p>2007年9月 イオンリテール株式会社メンズ商品部長</p> <p>2008年9月 同社イオン広島府中店長</p> <p>2009年9月 同社インナー商品部長</p> <p>2012年9月 同社新事業開発プロジェクトリーダー</p> <p>2015年2月 同社F T事業部長</p> <p>2019年3月 同社専門事業本部</p> <p>2019年4月 当社顧問</p> <p>2019年5月 当社代表取締役社長</p> <p>2022年4月 当社代表取締役社長 兼社長執行役員</p> <p>2022年10月 当社代表取締役 兼社長執行役員 兼商品・マーケティング担当</p> <p>2024年4月 当社代表取締役 兼社長執行役員 兼商品・マーケティング・E C事業担当</p> <p>2025年12月 当社代表取締役 兼社長執行役員（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>木下尚久氏は、イオングループにおいて商品、新規事業開発、専門事業の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。2019年より、当社代表取締役社長として当社グループを牽引し、様々な経営課題に対し着実に取り組んできていることや、同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、引き続き当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>木下尚久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

うえやま こう き
2 上山 功樹

新任

生年月日	1977年8月27日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2001年4月 ギャップジャパン株式会社入社 2006年2月 イオン株式会社入社 2009年10月 イオンリテール労働組合本部政策担当 2015年10月 イオンリテールワーカーズユニオン南関東グループ議長 2017年10月 イオングループ労働組合連合会事務局次長（国際担当） 2020年10月 イオングループ労働組合連合会政策局長 2022年10月 イオングループ労働組合連合会事務局長 2025年11月 当社顧問 2025年12月 当社常務執行役員 兼商品・マーケティング・EC事業担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	上山功樹氏は、アパレル企業での経験及び、イオングループ労働組合連合会での職務を通し、人材開発、組織開発に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	上山功樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

くまがい ただよし 3 熊谷 直義

再任

生年月日	1965年11月25日	所有する当社の普通株式数	1,800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1990年3月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 2008年4月 イオンスーパーセンター株式会社石巻東店長 2011年9月 イオン株式会社経営管理部 2013年3月 同社関連企画部マネージャー 2015年5月 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社経営管理部長 2018年3月 同社経営管理本部長 2020年3月 イオン株式会社ネットスーパー事業P T 2020年7月 イオンネクスト準備株式会社（現 イオンネクスト株式会社）取締役管理部長 2021年5月 イオンスポーツ商品調達株式会社取締役管理本部長 2024年4月 当社執行役員経営管理担当 2024年5月 当社取締役 兼執行役員経営管理担当（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>熊谷直義氏は、イオングループにおいて、長年にわたり経営管理の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。2024年より、当社取締役の職務に従事し、経営上有用な発言を行ってきていることや、同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、引き続き当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>熊谷直義氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

はま だ かずまさ
4 濱田 和成

新任

生年月日	1964年12月30日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1987年3月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 2006年11月 株式会社ボスフル（現 イオン北海道株式会社）経営企画室長 2008年9月 イオンリテール株式会社コントロール本部長 2011年2月 同社北信越カンパニー支社長 2011年3月 同社執行役員 2013年3月 イオン株式会社執行役グループ経営管理責任者 2015年2月 イオンリテール株式会社取締役専務執行役員北関東・新潟カンパニー支社長 2018年5月 イオンディライト株式会社代表取締役社長 兼社長執行役員 2026年3月 イオン株式会社執行役サービス・専門店事業担当（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>濱田和成氏は、イオングループにおいて経営管理やサービス・専門店事業の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>濱田和成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

かわうち ゆ か
5 川内 由加

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役在任年数
 (本定時株主総会終結時) 2年

生年月日	1959年12月11日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年4月 株式会社ワールド入社 1990年3月 株式会社ストアオペレーション(ワールドグループ)取締役営業部長 兼人事部長 2000年5月 株式会社ワールドファッションリンク取締役 2000年10月 株式会社ワールドストアパートナーズ代表取締役 2008年2月 株式会社エムオーティクリエーション代表取締役(現任) 2019年6月 コネクシオ株式会社独立社外取締役(現任) 2024年5月 当社社外取締役(現任)		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	川内由加氏は、長年にわたりアパレル企業及び、人材開発、組織開発コンサルティング企業の経営に携わり、人材開発、組織開発に関する豊富な経験と実績を有しております。このような豊富な経験及び見識に基づき、2024年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から経営上有用な発言を行ってきていること等を踏まえ、当社の取締役会の監督機能の実効性の更なる強化を図る上で、同氏を当社の社外取締役として迎え入れることが適切であると判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な見識と経験に基づき、当社のガバナンス、経営全般に対して助言等を頂戴するとともに独立した客観的な立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化、並びに更なる当社グループの成長に寄与していただくことを期待しております。		
特別の利害関係	川内由加氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることが出来るよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役候補者 川内由加氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を更新する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は川内由加氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

6 いしず たく 石津 卓

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外監査役在任年数
(本定時株主総会終結時) 3年

生年月日	1970年9月15日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1998年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）</p> <p>1998年4月 西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所</p> <p>2007年1月 西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）パートナー</p> <p>2013年3月 丸の内国際法律事務所参画 パートナー（現任）</p> <p>2023年5月 当社社外監査役（現任）</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	<p>石津卓氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と実績並びに一般企業法務、M&A、企業のコンプライアンスの分野や、上場規則に基づく情報開示規則等についても豊富な見識を有しております。このような豊富な経験及び見識に基づき、当社の取締役会の監督機能の実効性の更なる強化を図る上で、同氏を当社の社外取締役として迎え入れることが適切であると判断し、社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な見識と経験に基づき、当社のガバナンス、法務に対して助言等を頂戴するとともに独立した客観的な立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化、並びに更なる当社グループの成長に寄与していただくことを期待しております。</p>		
特別の利害関係	石津卓氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることが出来るよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役候補者 石津卓氏は、当社との間で社外監査役として当該責任限定契約を締結しておりますが、取締役に選任が承認された場合には、新たに責任限定契約を締結する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は石津卓氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(注) 役員等賠償責任保険契約について

当社の親会社であるイオン株式会社は、保険会社との間で、イオン株式会社及びその子会社の役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその子会社のうちの1社として保険料の一部を応分負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各取締役候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。

当該契約では、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、被保険者の故意又は重過失に起因する場合は補填されません。

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性に関する基準を、以下に定める要件を満たした者と定義する。

1. 現在及び過去10年間、当社又は当社子会社、親会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という）ではない者
2. 本人が、現在又は過去3年間において、以下に該当しないこと
 - (ア) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
 - (イ) 当社の会計監査人のパートナー又は当社の監査に従事する従業員
 - (ウ) 当社の主要な借入先（総資産の2%以上の金額の借入先）の業務執行者
 - (エ) 当社又は当社子会社を主要な取引先とする者（当社又は当社子会社との取引が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の取引先）又はその業務執行者
 - (オ) 当社の主要な取引先である者（その者との取引が、当社の年間売上高の2%以上の取引先）又はその業務執行者
 - (カ) 弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタントであって、当社又は当社子会社より役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者
 - (キ) 非営利団体に対する当社又は当社子会社からの寄付金が1,000万円以上で、かつ当該団体の総収入の2%以上の団体の業務執行者
 - (ク) 上記1. 及び(ア)～(キ)の配偶者または2親等以内の親族

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 笠島和滋氏、石津卓氏及び向後周一氏は本定時株主総会終了の時をもって辞任されますので、笠島和滋氏及び向後周一氏の後任として監査役2名の選任をお願いするものであります。選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 おかもと なお と 岡本 直登

新任

社外監査役候補者

生年月日	1964年8月28日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1987年4月	株式会社ダイエー入社	
	2006年7月	同社横須賀店支配人	
	2008年3月	イオンリテール株式会社伊丹店長	
	2010年3月	株式会社ダイエー近畿営業本部中近畿営業部長	
	2012年3月	同社近畿営業本部副本部長	
	2013年3月	同社食品・HBC商品本部副本部長 兼商品開発部長	
	2013年9月	イオントップバリュ株式会社生鮮統括商品部統括部長	
	2015年2月	株式会社ダイエー取締役執行役員営業戦略統括	
	2015年9月	同社取締役執行役員営業戦略・ストアオペレーション統括	
	2016年3月	同社取締役執行役員商品・営業企画本部長	
	2017年3月	同社取締役執行役員近畿事業本部長	
	2020年5月	同社取締役近畿事業本部長	
	2022年3月	イオンベーカーリー株式会社代表執行役社長	
	2025年3月	イオントップバリュ株式会社商品開発本部副本部長	
2026年3月	同社管理本部長付（現任）		
社外監査役候補者の選任理由	岡本直登氏は、イオングループにおいて商品統括、営業戦略の職務に携わるなど、豊富な経験を有しており、当社事業を取り巻く環境等においても深い見識を有しております。同氏の豊富な見識と経験に基づく経営全般に対する助言等により、意思決定の妥当性・適正性を確保できると判断し、社外監査役候補者いたしました。		
特別の利害関係	岡本直登氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

※岡本直登氏は、2026年5月21日に、イオントップバリュ株式会社を退職予定です。

よねみつ あきひろ
2 米満 昭弘

新任

生年月日	1972年11月20日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1995年4月 株式会社マイカル（現 イオンリテール株式会社）入社 2011年9月 イオンペーパー株式会社管理部長 2017年3月 イオン株式会社経営管理部 2021年3月 同社関連企業部 2022年4月 同社関連企業部長（現任）		
監査役候補者の選任理由	米満昭弘氏は、イオングループにおいて経営管理、監査役の職務に携わるなど、豊富な経験と実績を有しております。同氏の豊富な見識と経験に基づく経営全般に対する助言等により、意思決定の妥当性・適正性を確保できると判断し、監査役候補者といたしました。		
特別の利害関係	米満昭弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

（注） 役員等賠償責任保険契約について

当社の親会社であるイオン株式会社は、保険会社との間で、イオン株式会社及びその子会社の役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその子会社のうちの1社として保険料の一部を応分負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各監査役候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、被保険者の故意又は重過失に起因する場合は補填されません。

以上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

議案の内容につきましては、株主総会参考書類第1号議案「株式併合の件」に記載のとおりです。

第2号議案 定款一部変更の件

議案の内容につきましては、株主総会参考書類第2号議案「定款一部変更の件」に記載のとおりです。

以上

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）における我が国の経済は、個人消費の回復、企業の設備投資回復や雇用・所得環境の改善等を背景に景気は緩やかな回復基調であるものの、家計の節約志向は根強く、消費者マインドの低迷がうかがえる環境でした。

このような環境の下、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した経営基盤の再構築を実現させるべく、4カ年（2023年2月期～2026年2月期）の事業再生に取り組んでまいりました。当連結会計年度においては、「事業再生の仕上げ」を進めると共に、成長戦略のための「魅力的な店舗フォーマットの開発」に着手いたしました。

事業再生における重点取り組みである「事業構造改革」においては、黒字化が見込めない店舗を中心に46店舗を閉店し、お客さまのストアロイヤリティ（信頼度、愛顧度）向上を目的に地域のお客さま情報や店舗特性に基づいた品揃え・販売サービス改革に取り組んできたアスビーブランド統一（グリーンボックスのアスビーへの転換）では、当連結会計年度に66店舗を実施し、累計では198店舗が転換を終えました。

「MD構造改革」においては、「履き心地の良さ」はもちろん、「価格」、「機能」、「デザイン」のバランスを追求した、当社PB（プライベートブランド）である「ATHREAM（アスリーム）」と「heal me（ヒールミー）」において、かがまず手を使わずスポッと履ける機能をもつハンズフリーシューズ「すぐスポ」や、防水・防滑・保温機能付きの当社PBスノーブーツ、内側にボアの付いたあたたかい機能付きの靴等、機能性を高めた商品開発を進めた結果、PB売上高は前期比109%と伸長いたしました。

「組織・コスト構造改革」においては、前連結会計年度までに実施した業務デジタル化による定型業務の効率化（自動化・簡略化）の定着や店舗人員再配置を進行させました。店舗では、PCで行っていた業務を店舗スマートフォンへ集約を行い、業務効率化を進めております。

「EC事業の成長と拡大」においては、前連結会計年度に導入した「アスビーアプリ」会員数は、当連結会計年度で110万名増加し、累計アプリ会員数は237万名となりました。EC事業は、キッズ強化や大型販促効果により売上高前期比109%となりました。

また、「魅力的な店舗フォーマットの開発」におきましては、当社の強みであるキッズ部門の強化を図るべく、キッズ新業態「アスビーキッズグランデ」3店舗（レイクタウン店、つくば店、盛岡南店）を開店しております。また、「アスビーキッズ」は百貨店に計2店舗の出店を行いました。更に、「スタイルも快適さも妥協しないあなたへ」をコンセプトに、

スニーカー、ベビー・チャイルドシューズの品揃えを充実させた「アスピープラス」1店舗（むさし村山店）を開店しております。

そのような状況の中、当連結会計年度における売上高は、不採算店舗の整理等により店舗数が前年同期から46店舗減少したこともあり前期比は5.1%減少（売上高実績569億6百万円）となりました。商品別にはスポーツ靴が前期比91.4%と不振でした。また、PB商品は、売上高既存比を伸長させたものの、売上計画には届きませんでした。なお、当連結会計年度末における当社グループの店舗数は、13店舗の出店と47店舗の退店を行ったことにより店舗数594店舗（当社単体では586店舗）となりました。

売上総利益では、お客さまの価格志向性の高まりに応じて、販促施策を強化したことにより、売上総利益率が低下（実績42.8%、前期から1.3ポイント減）となりました。

販売費及び一般管理費は前期から4億86百万円減少の267億50百万円（前期比1.8%減）の実績となりましたが、人件費コストの上昇等もあり、対営業収益比47.0%（前期から1.6ポイント増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高569億6百万円（前期比5.1%減）、営業損失23億88百万円（前期は営業損失8億5百万円）、経常損失26億30百万円（前期は経常損失12億73百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は32億57百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失10億60百万円）となりました。

② 商品別の売上状況

商品別の売上状況につきましては次のとおりであります。

商 品 別	当連結会計年度（百万円） 2025年3月1日から 2026年2月28日まで	構 成 比（%）	前 期 比（%）
婦 人 靴	9,213	16.2	97.8
紳 士 靴	6,167	10.8	93.5
ス ポ ー ツ 靴	23,013	40.4	91.4
子 供 靴	13,294	23.4	97.8
そ の 他	5,217	9.2	100.7
合 計	56,906	100.0	94.9

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は4億35百万円であり、主に新規出店への投資及び店舗改装によるものであります。

④ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 2022年3月1日から 2023年2月28日まで	第 53 期 2023年3月1日から 2024年2月29日まで	第 54 期 2024年3月1日から 2025年2月28日まで	第55期(当連結会計年度) 2025年3月1日から 2026年2月28日まで
売 上 高(百万円)	65,695	64,601	59,975	56,906
経 常 損 失 (△)(百万円)	△5,004	△1,363	△1,273	△2,630
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△5,523	△1,768	△1,060	△3,257
1株当たり当期純損失(△) (円)	△129.81	△41.55	△24.92	△76.51
総 資 産 (百万円)	40,250	32,643	29,725	32,194
純 資 産 (百万円)	△3,152	△4,757	904	△2,359
1株当たり純資産 (円)	△191.67	△229.29	△248.90	△325.59

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第52期及び第53期の1株当たり純資産は、純資産の部の合計額より新株予約権の金額及びA種種類株式の払込金額を控除した金額を、自己株式控除後の普通株式期末発行済株式数で除して算出しております。
3. 第54期及び第55期の1株当たり純資産は、純資産の部の合計額よりA種種類株式及びB種種類株式の払込金額を控除した金額を、自己株式控除後の普通株式期末発行済株式数で除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 2022年3月1日から 2023年2月28日まで	第 53 期 2023年3月1日から 2024年2月29日まで	第 54 期 2024年3月1日から 2025年2月28日まで	第55期(当事業年度) 2025年3月1日から 2026年2月28日まで
売 上 高(百万円)	64,679	63,625	58,902	55,907
経 常 損 失 (△)(百万円)	△4,985	△1,388	△1,302	△2,640
当 期 純 損 失 (△)(百万円)	△5,439	△1,786	△1,080	△3,262
1株当たり当期純損失(△) (円)	△127.85	△41.98	△25.38	△76.64
総 資 産 (百万円)	39,929	32,172	29,020	31,433
純 資 産 (百万円)	△3,140	△4,927	492	△2,770
1株当たり純資産 (円)	△191.39	△233.28	△258.59	△335.23

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第52期及び第53期の1株当たり純資産は、純資産の部の合計額より新株予約権の金額及びA種種類株式の払込金額を控除した金額を、自己株式控除後の普通株式期末発行済株式数で除して算出しております。
3. 第54期及び第55期の1株当たり純資産は、純資産の部の合計額よりA種種類株式及びB種種類株式の払込金額を控除した金額を、自己株式控除後の普通株式期末発行済株式数で除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社であるイオン株式会社（以下、「イオン」といいます。）は、当社普通株式26,350,620株、A種種類株式50株及びB種種類株式65株（議決権比率61.90%）を保有しており、イオングループ全体で当社普通株式28,461,620株、A種種類株式50株及びB種種類株式65株（議決権比率66.86%）を保有しております。当社の取締役5名の内、1名は当社の親会社であるイオンの専門店担当責任者、当社の親会社の子会社である株式会社コックスの取締役及び当社の親会社の子会社である株式会社メガスポーツの代表取締役社長を兼務しております。また、当社の監査役4名の内、1名は当社の親会社の子会社であるリフォームスタジオ株式会社の社外監査役を兼務しており、1名は当社の親会社であるイオンの経営管理担当責任者を兼務しております。

イオンの子会社であるイオンリテール株式会社及びイオンモール株式会社等とは店舗の賃借取引を行っております。また、イオンの子会社であるイオンスポーツ商品調達株式会社とは商品の仕入等の取引を行っております。なお、親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社プレステージシューズ	100.0%	靴専門店

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年2月期より収益構造の抜本的な見直しに取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築を実現させるべく事業再生に取り組んでおり、この4カ年（2023年2月期～2026年2月期）では3つの改革（事業構造改革、MD構造改革、組織・コスト構造改革）に沿った事業再生計画に取り組みました。事業構造改革においては不採算店舗整理が完了し、アスビーブランド統一（利益店舗へ経営資源を集中し、事業効率・販売効率の最大化を図る）は、当初4カ年の計画には達しないものの、198店舗まで改装を進めることが出来ました。MD構造改革は商品在庫の適正化を目指しましたが、当連結会計年度においては、売上の計画未達とプライベートブランド商品拡販のための仕入れにより、期末在庫は期初より増加いたしました。また、組織コスト構造改革においては、店舗での作業をデジタル化し、効率化は進展しましたが売上総利益率の低下により人時生産性は減少しました。2026年2月期においては、個人消費の回復、企業の設備投資の回復や雇用・所得環境の改善等を背景に景気は緩やかな回復基調であったものの、物価高を背景に家計の節約志向は根強く、2027年2月期は厳しい経営環境が予想されます。

このような状況下、2027年2月期は以下の重点取り組みを実施し、業績回復を図ります。

2027年2月期重点取り組み

(1) 店舗・売場改革

- ① コンセアスビーの専門店化の推進
- ② テナントアスビー・アスビーキッズの新モデル確立

(2) 商品・マーケティング改革

- ① 競争優位なPB（プライベートブランド）商品の創出とNB（ナショナルブランド）商品戦略の明確化
- ② サプライチェーン全体の連携強化

(3) 働き方改革

- ① リアル店舗ならではの強みを創出
- ② デジタルを活用した人材育成・組織活性化

(4) EC事業の成長と拡大

アプリ・OMO基盤を活用した販売機会の拡大

以上の施策により、キャッシュフロー経営の徹底と生産性の向上を図り、業績回復に向け改革に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

- ① 靴の販売並びに製造修理
- ② インポート雑貨の販売

(6) 主要な営業所及び店舗（2026年2月28日現在）

当社グループの主要な営業所

本社 東京都中央区新川一丁目14番1号

店舗 594店舗

北海道地区 51店舗

東北地区 85店舗

関東地区 143店舗

中部地区 124店舗

近畿地区 90店舗

中国地区 23店舗

四国地区 15店舗

九州地区 63店舗

(7) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

	従業員数	前連結会計年度末比 増減
合計	726名	△36名

(注)従業員数は就業人員数であり、当社グループ内への出向者及びパートタイマー・アルバイト（月間所定労働時間による換算をした期中平均臨時雇用人員2,650名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	445名	△25名	45.5歳	17.3年
女性	238	△9	39.3	12.3
合計又は平均	683	△34	43.3	15.6

(注)従業員数は就業人員数であり、当社グループ内への出向者及びパートタイマー・アルバイト（月間所定労働時間による換算をした期中平均臨時雇用人員2,649名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	4,000百万円
株式会社三井住友銀行	3,000
農林中央金庫	2,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2023年2月期より収益構造の抜本的な見直しに取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築を実現させるべく事業再生に取り組んでおり、この4カ年（2023年2月期～2026年2月期）では3つの改革（事業構造改革、MD構造改革、組織・コスト構造改革）に沿った事業再生計画に取り組みました。事業構造改革においては不採算店舗整理が完了し、アスビーブランド統一（利益店舗へ経営資源を集中し、事業効率・販売効率の最大化を図る）は、当初4カ年の計画には達しないものの、198店舗まで改装を進めることが出来ました。MD構造改革は商品在庫の適正化を目指しましたが、当連結会計年度においては、売上の計画未達とプライベートブランド商品拡販のための仕入れにより、期末在庫は期初より増加いたしました。また、組織コスト構造改革においては、店舗での作業をデジタル化し、効率化は進展しましたが売上総利益率の低下により人時生産性は減少しました。2026年2月期においては、個人消費の回復、企業の設備投資の回復や雇用・所得環境の改善等を背景に景気は緩やかな回復基調であったものの、物価高を背景に家計の節約志向は根強く、2027年2月期は厳しい経営環境が予想されます。

これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しておりますが、当社グループは、当該状況を解消すべく、2027年2月期重点取り組みを確実に実施することで業績回復に努めてまいります。また、資金調達面においても、取引金融機関による短期借入枠の確保に加えて、イオンより必要に応じた経営支援を行い、イオングループで一体の経営体制を構築するとの意向を受けておりますので、当面の事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 株式の状況（2026年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	144,000,000株
A種類株式	50株
B種類株式	65株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	42,580,900株	(自己株式12,371株を含む)
A種類株式	50株	
B種類株式	65株	

(3) 当事業年度末の株主数

普通株式	36,395名
A種類株式	1名
B種類株式	1名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	所 有 株 式 数				持 株 比 率
	普通株式	A種類株式	B種類株式	合計株式	
イオン株式会社	26,350,620株	50株	65株	26,350,735株	61.90%
有限会社高田	900,000	—	—	900,000	2.11
イオンフィナンシャルサービス株式会社	670,000	—	—	670,000	1.57
イオンモール株式会社	520,000	—	—	520,000	1.22
ジーフット社員持株会	415,960	—	—	415,960	0.97
株式会社フジ	375,000	—	—	375,000	0.88
株式会社コックス	336,000	—	—	336,000	0.78
株式会社みずほ銀行	300,000	—	—	300,000	0.70
株式会社ムーンスター	240,000	—	—	240,000	0.56
丹下健三	188,400	—	—	188,400	0.44

(注) 持株比率は発行済株式（普通株式、A種類株式及びB種類株式）の総数から自己株式（12,371株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	木 下 尚 久	
取締 役員 執行 役員	熊 谷 直 義	経営管理担当
取 締 役	三 浦 隆 司	イオン株式会社専門店担当責任者 株式会社コックス取締役 株式会社メガスポーツ代表取締役社長
取 締 役	柴 田 昭 久	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
取 締 役	川 内 由 加	株式会社エムオーティクリエイション代表取締役
常 勤 監 査 役	笠 島 和 滋	リフォームスタジオ株式会社社外監査役
監 査 役	石 津 卓	丸の内国際法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	松 浦 由 子	株式会社ダイセキ環境ソリューション経理部長
監 査 役	向 後 周 一	イオン株式会社経営管理担当責任者

- (注) 1. 取締役 柴田昭久氏及び川内由加氏2名は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 笠島和滋氏、監査役 石津卓氏及び松浦由子氏3名は、社外監査役であります。
3. 監査役 松浦由子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役 柴田昭久氏及び川内由加氏、監査役 石津卓氏及び松浦由子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
2025年5月23日開催の第54期定時株主総会において、新たに向後周一氏は監査役に選任され就任いたしました。
- (2) 退任
2025年5月23日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、監査役 福田真氏は辞任により退任いたしました。
- (3) 地位及び担当の異動
2025年12月1日付で、木下尚久氏は代表取締役兼社長執行役員兼商品・マーケティング・EC事業担当から代表取締役兼社長執行役員となりました。

6. 当社の親会社であるイオンは、保険会社との間で、イオン及びその子会社の役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその子会社のうちの1社として保険料の一部を応分負担しております。当該契約では、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、被保険者の故意又は重過失に起因する場合は補填の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

当該方針の内容の概要は、取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬の内容に関する決定の全部を毎年5月開催の取締役会にて代表取締役に委任することが決議され、株式報酬型ストックオプションについては、毎事業年度一定の時期に、定められた条件に従って付与されます。監査役個々の報酬についても毎年5月の監査役会の協議にて決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

② 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬などとして有効に機能するものとし、また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、ステークホルダー（お客さま、株主、従業員、取引先、社会など）により納得され支持される、透明性・公正性が高い報酬制度とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、以下のとおり基本報酬と業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成しております。また、業務執行取締役以外の取締役の報酬は、以下の基本報酬のみとしております。なお、株式報酬型ストックオプションは支給しないことがあります。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

役位別に設定した基準額内で、個別評価に基づき定めた金額を月例の固定報酬として支給しております。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針

以下の会社業績連動報酬及び個人別業績連動報酬で構成しております。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとし、当該年度の会社業績及び個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させます。なお、業績連動報酬は、毎年、一定の時期に支給しております。

A) 会社業績連動報酬

役位別基準金額に対して、会社業績の達成率に基づき算出し、業績を総合的に勘案して決定しております。

B) 個人別業績連動報酬

役位別基準金額に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定しております。

ニ. 非金銭報酬等に関する方針

A) 当社は、株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や志気を高めることを目的に、取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。

B) 新株予約権の目的となる付与個数については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において、役位別基準金額に対して、一定期間の平均株価と当該年度の業績に基づき決定しております。

C) 新株予約権は、毎事業年度一定の時期に、定められた条件に従って付与されます。

D) 株式報酬型ストックオプションは支給しないことがあります。

ホ. 業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションに係る指標の内容

業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結営業収益及び連結経常利益の達成水準を会社業績の指標とし、個人業績としては、役位別基準金額・割当数に対して、中期経営目標に連動した目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定しております。

業績連動報酬に係る指標は、平常の事業成績を最も適切にあらわすことが出来る指標として、連結営業収益及び連結経常利益を主な指標として選択しております。

へ. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）の報酬総額に占める割合の目安は、（業績連動報酬と株式報酬型ストックオプションが基準金額の100%が支給された場合）55～66%程度を基本報酬、23～27%程度を業績連動報酬、11～19%程度を株式報酬型ストックオプション報酬としております。

また、上位役位ほど業績連動報酬の割合を高めることとしております。

ト. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役個別の報酬の決定については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役兼社長執行役員木下尚久が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分案を作成し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、決定しております。その権限の内容は取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬に関する決定の全部であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	39 (9)	36 (9)	3 (-)	- (-)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	59 (29)	56 (29)	3 (-)	- (-)	7 (5)

- (注) 1. 2015年5月21日開催の第44期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額
 取締役 年額 360百万円 (会社法第361条第1項に基づく報酬)
 ただし、金銭による報酬額として年額300百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額60百万円
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名 (うち社外取締役3名) であります。
2. 2008年4月15日開催の第37期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額
 監査役 年額 60百万円 (会社法第387条第1項に基づく報酬)
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名 (うち社外監査役3名) であります。
3. 無支給者 (取締役1名及び監査役2名) については、対象となる役員の員数に含めておりません。
4. 上記には前事業年度の業績に応じた役員業績連動報酬として、当事業年度に費用計上され当事業年度に支給された3百万円が含まれております。
5. 上記には当事業年度の業績に応じた役員業績連動報酬として、翌事業年度に費用計上され支給予定の1百万円は含まれておりません。
6. 当事業年度において、社外役員1名が、当社の親会社等又はその子会社等 (当社を除く) から受けた役員報酬等の総額は2百万円であります。
7. 業績連動報酬額算定に当たり勘案した業績指標に関する実績は、「1. 企業集団の現況 (2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況① 企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 柴田昭久氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。

取締役 川内由加氏は、株式会社エムオーティクリエーション代表取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

常勤監査役 笠島和滋氏は、当社常勤監査役就任前にイオン北海道株式会社取締役兼常務執行役員商品本部長でありました。同社は当社の親会社であるイオンの子会社であり、当社は同社と店舗賃借等の取引があります。また、リフォームスタジオ株式会社の社外監査役であります。同社は当社の親会社であるイオンの子会社であり、同社から出向者1名を受け入れている以外に当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役 石津卓氏は、丸の内国際法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

監査役 松浦由子氏は、株式会社ダイセキ環境ソリューション経理部長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柴田 昭久	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会では、弁護士として豊富な経験と実績並びに企業法務、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する豊富な見識に基づき、公正かつ独立の立場から発言を行っております。特に、コーポレート・ガバナンス、法務に対して、数多くの有益な助言・提案を行い、取締役会の監督機能・意思決定機能の向上、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しました。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	川内 由加	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会では、長年にわたりアパレル企業及び、人材開発、組織開発コンサルティング企業の経営に携わり、人材開発、組織開発に関する豊富な経験及び見識に基づき、公正かつ独立の立場から発言を行っております。特に、コーポレート・ガバナンス、経営全般に対して数多くの有益な助言・提案を行い、取締役会の監督機能・意思決定機能の向上及び議論の活性化等に貢献しました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
常勤監査役	笠島 和滋	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、監査役会の議長として、監査役会の事前準備、議事運営を行い、各監査役に対して、監査状況の報告や意見表明を行っております。

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	石津 卓	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、弁護士として豊富な経験と実績並びに一般企業法務、M&A、企業のコンプライアンスの分野及び上場規則に基づく情報開示規制等についての豊富な見識に基づき、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	松浦 由子	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、社外取締役 柴田昭久氏及び川内由加氏、社外監査役 石津卓氏及び松浦由子氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 49百万円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が1百万円あります。
3. 会計監査人からの説明や執行側からの情報収集を通して、前期の監査計画時間と監査実績時間の比較、当事業年度の会計監査計画における監査項目、監査時間、配員計画及び報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、監査役会として上記報酬額を相当と判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人による適正な監査の確保に向けて、独立性・専門性その他の監査業務の遂行に関する事項から構成される「会計監査人の選定基準」を策定し、この基準に従い、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動をとるため「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。

また、取締役の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、社外取締役を選任しております。加えて、取締役又は監査役が取締役の法令及び定款の違反行為を発見した場合、ただちに監査役または取締役会に報告することとします。使用人が取締役の法令及び定款の違反行為を発見した場合、「イオンコンプライアンスホットライン」の「役員に關与する不正行為を通報する専用窓口」（弁護士事務所通報窓口）に報告できる体制を整備しています。また、取締役会規定等において、法令、社内規定等の誠実な履行を取締役に義務付けるほか、定期的あるいは随時実施するコンプライアンス研修等でコンプライアンス意識を高めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき適切に記録し保存しております。取締役及び監査役は、必要に応じてそれらの文書を閲覧できるものとしております。また、それらの記録の管理については「文書管理規程」に定められた主幹部が社外漏洩を防止します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会、監査役会及び内部監査室との連携のもと、リスク情報を共有するため管理担当役員を委員長とし「リスク委員会」を設置し、リスク発生時の対応の早期化を図っております。「リスク委員会」の管理下に3つの小委員会を設置し、リスクマネジメント運用を担う体制を構築しております。「モラル小委員会①」は懲戒及び健康経営に関する事例の検証及び対策等を行い、就業ルールを順守するよう対策し、研修、啓蒙を提案する。「モラル小委員会②」は働き方を変えることでの改善、制度そのものの改善・見直しの提案をする。「コンプライアンス小委員会」はリスク管理及び特に商品の開発・販売方法に関するコンプライアンスの啓蒙を行います。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行の効率を確保するため、組織規定及び職務責任権限規定を制定し、取締役の職務分担及び権限を明確にしております。
また、当社では、業務執行の責任分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。更に当社は複数の社外取締役を取締役に含め、経営陣の提案を多角的に検討し、取締役に対する実効性の高い監督を行うとともに支援することで、経営の効率性を担保できる体制としております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるため、「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。
コンプライアンスの徹底を図るため、管理担当役員が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育等も行います。内部監査室は、管理担当役員と連携の上、コンプライアンスの状況を監査いたします。また、法令遵守の観点から、法令及び定款の違反行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度を設けており、適正に運営しております。
加えて、就業規則等において、法令、社内規定等の誠実な履行を使用人に義務付けるほか、定期的あるいは随時実施するコンプライアンス研修等でコンプライアンス意識を高めます。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めています。ただし、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制となっております。イオングループ各社との貸借契約等の利益相反取引については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しており、当社の利益を損なわない方策を講じております。
また、当社子会社の経営については、自主性を尊重しつつ事業内容の報告を求め、重要案件に関しては事前に協議を行い、牽制機能が働く体制として定期的な管理本部長及び財務経理部長の確認及び内部監査を実施するとともに以下の体制といたします。

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、「関係会社管理規定」に基づき、重要な事項について事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告を受けるものといたします。
- ロ. 子会社のリスク管理等については、リスク管理について定める関連規定に基づき、当社の管理担当役員がリスクの評価及び管理体制を統括し、適切にリスクマネジメントを行うものといたします。
- ハ. 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規定」に基づき当社取締役会で協議し、承認して情報共有を図るほか、業務プロセスの改善を図り、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行うことにより業務の一層の効率化を図ります。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査室が関連規定等に基づき内部監査を実施するとともに、社内通報制度を正しく運用するものといたします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人員、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して決定いたします。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び、監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ. 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
ロ. 監査役職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制、並びに、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
イ. 監査役は、原則毎月1回開催する取締役会やその他重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握しております。
ロ. 取締役及び使用人（子会社の者を含む。）は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

- ハ. 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底いたします。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の調査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においても速やかに処理するものといたします。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 定例監査役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。
- ロ. 監査役と内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等をしております。
- ハ. 監査役と代表取締役及び取締役は、定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換しております。
- ニ. 前項に係らず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものといたします。
- ⑫ 反社会勢力排除に向けた体制
- イ. 反社会勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに外部専門機関とも連携し組織として対応します。
- ロ. 取引先が反社会勢力と取引関係にあることが判明した場合、また取引先に暴力的、脅迫的な反社会的言動があった場合は、直ちに取引・契約を解除します。
- ハ. 反社会的勢力からの要求についての対応部署は総務部とし、イオン(株)総務部と連携して、外部機関からの情報収集を積極的に行い、反社会的勢力の排除に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 「リスク委員会」を4回開催し、また、社内教育としてコンプライアンス研修を実施し、当社の役員についても外部より講師を招き役員コンプライアンス研修も実施し、さらに、個人情報漏えい対策訓練を人事教育・総務本部主管で実施する等役員及び従業員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。
- ⑤ 2016年5月にコーポレート・ガバナンス基本方針を制定し、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
- ⑥ イオングループ各社との取引については、市場価格に基づき、交渉のうえ決定しております。全ての取引に関して、取締役会において決議・報告し、内容に応じて事前承認あるいは事後承認の過程を経て適正性を確認しております。

7. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。

具体的には、連結配当性向は30%以上、金額は前事業年度以上を目標としております。

<当期の配当について>

当社は会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当及び自己株式の取得等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことが出来る旨定款に定めております。当期の期末配当金につきましては、32億62百万円の当期純損失のため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中における記載金額は、表示単位未満は切り捨てております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	28,434	流 動 負 債	33,389
現金及び預金	672	電子記録債務	4,184
売掛金	234	買掛金	7,513
売上預け金	2,300	短期借入金	17,900
商品	23,867	1年内返済予定の長期借入金	333
未収入金	764	リース債務	36
未収還付法人税等	0	未払費用	1,327
その他	594	未払法人税等	346
固 定 資 産	3,759	契約負債	11
有 形 固 定 資 産	631	賞与引当金	56
建物及び構築物	161	役員業績報酬引当金	2
器具備品	29	資産除去債務	54
土地	441	そのその他	1,622
無 形 固 定 資 産	24	固 定 負 債	1,164
ソフトウェア	24	長期借入金	42
投資その他の資産	3,103	リース債務	126
投資有価証券	4	退職給付に係る負債	78
長期前払費用	3	資産除去債務	689
敷金及び保証金	2,401	繰延税金負債	216
繰延税金資産	4	そのその他	12
退職給付に係る資産	690	負 債 合 計	34,554
その他	0	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	32,194	株 主 資 本	△2,683
		資本	3,764
		資本剰余金	15,094
		利益剰余金	△21,538
		自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	323
		退職給付に係る調整累計額	323
		純 資 産 合 計	△2,359
		負 債 純 資 産 合 計	32,194

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		56,906
売上原価		32,544
売上総利益		24,362
販売費及び一般管理費		26,750
営業損失		2,388
営業外収益		
受取利息	0	
受取保険金	0	
受取補償金	12	
持分法による投資利益	2	
助成金収入	37	
その他	4	58
営業外費用		
支払利息	292	
その他	8	300
経常損失		2,630
特別利益		
受取補償金	2	2
特別損失		
減損損失	336	
災害による損失	3	339
税金等調整前当期純損失		2,968
法人税、住民税及び事業税	220	
法人税等調整額	68	289
当期純損失		3,257
親会社株主に帰属する当期純損失		3,257

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2025年3月1日残高	3,764	15,094	△18,281	△4	573
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△3,257		△3,257
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	△3,257	-	△3,257
2026年2月28日残高	3,764	15,094	△21,538	△4	△2,683

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2025年3月1日残高	330	330	904
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失			△3,257
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	△7	△7	△7
連結会計年度中の 変動額合計	△7	△7	△3,264
2026年2月28日残高	323	323	△2,359

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	28,110	流 動 負 債	33,279
現金及び預金	632	電子記録債	4,184
売掛金	181	買掛金	7,436
売上預け金	2,250	短期借入金	17,900
商品	23,472	1年内返済予定の長期借入金	333
貯蔵品	21	リース債	36
前払費用	250	未払金	1,459
関係会社短期貸付金	230	未払費用	1,323
未収入金	763	未払法人税等	345
未収消費税等	303	契約負債	5
その他	4	預り金	118
固 定 資 産	3,323	設備支払手形	29
有形固定資産	562	賞与引当金	50
建物	98	資産除去債	54
器具備品	22	固定負債	924
土地	441	長期借入金	42
無形固定資産	24	長期預り保証金	12
ソフトウェア	24	リース債	126
投資その他の資産	2,736	資産除去債	675
関係会社株式	205	繰延税金負債	68
長期前払費用	0	負債合計	34,204
敷金及び保証金	2,312	純資産の部	
前払年金費用	218	株主資本	△2,770
その他	0	資本剰余金	3,764
資産合計	31,433	資本準備金	15,094
		資本剰余金	3,594
		その他資本剰余金	11,500
		利益剰余金	△21,625
		利益準備金	191
		その他利益剰余金	△21,816
		別途積立金	5,019
		繰越利益剰余金	△26,835
		自己株式	△4
		純資産合計	△2,770
		負債純資産合計	31,433

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	55,907
売上原価	32,019
売上総利益	23,887
販売費及び一般管理費	26,287
営業損失	2,400
営業外収益	
受取利息	5
受取保険金	0
受取補償金	12
助成金収入	37
その他の	4
営業外費用	
支払利息	292
その他	8
経常損失	2,640
特別利益	
受取補償金	2
特別損失	
減損損失	336
災害による損失	3
税引前当期純損失	2,977
法人税、住民税及び事業税	215
法人税等調整額	68
当期純損失	3,262

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年3月1日残高	3,764	3,594	11,500	15,094	191	5,019	△23,573	△18,362
事業年度中の変動額								
当期純損失							△3,262	△3,262
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△3,262	△3,262
2026年2月28日残高	3,764	3,594	11,500	15,094	191	5,019	△26,835	△21,625

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2025年3月1日残高	△4	492	492
事業年度中の変動額			
当期純損失		△3,262	△3,262
事業年度中の変動額合計	—	△3,262	△3,262
2026年2月28日残高	△4	△2,770	△2,770

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月8日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 彰夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 嶋田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーフットの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーフット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月8日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 彰夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 嶋田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーフットの2025年3月1日から2026年2月28日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社・関連会社については、子会社担当の取締役や子会社・関連会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けるほか、子会社・関連会社の本社、店舗等を訪問して事業の実際を調査し、意見交換をいたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社・関連会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査室の月次報告書等により定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている親会社及びイオングループ各社との取引については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2024年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社及びイオングループ各社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月8日

株式会社ジーフット 監査役会

常勤監査役	笠島和滋 ㊞
(社外監査役)	
社外監査役	石津卓 ㊞
社外監査役	松浦由子 ㊞
監査役	向後周一 ㊞

以上

株主総会会場のご案内

【会 場】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル6階 大ホール
野村コンファレンスプラザ日本橋

【交 通】 JR 総武本線「新日本橋」駅より
地下通路にて東京メトロ「三越前」駅方面へ（A9出口直結）
各線 「神田」駅（南口）徒歩7分
地下鉄：東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅（A9出口直結）
東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅（B12出口）徒歩7分

半蔵門線・銀座線三越前駅、JR新日本橋駅からは、地下道でYUITOに直結しています。



株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。